

公害病認定の事前調査を実施

- ……環境庁は、公害病の認定をする調査地域に富士市を……●
- ……指定し、10月1日から呼吸器疾患問診調査を、11月……●
- ……4日から大気汚染に関する実態調査を実施します。……●

呼吸器疾患調査は

11月1日から

「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が制定されたのは昭和44年12月15日。この法律は、大気汚染をはじめとする、各種の公害によつて健康がそこなわれると判断された場合、地域の設定や疾病を規定し、住民の医療費を救済するものです。

環境庁は昭和46年度の調査対象地域に横浜市、川崎市、富士市を指定し、呼吸器疾患による人体影響調査と大気汚染の実態調査を行ないます。

汚染地区の600人

を対象に

呼吸器疾患による人体影響調査は10月1日から10月20日まで行ないます。調査の内容は問診と内科診察で、問診はタンやセキがでるか、タバコの喫煙量など47項目にわたつてくわしく聞き、内科診察は肺機能や血圧などの調査を行ないます。調査の対象は、亜硫酸ガスによる汚染が0.05 P P m以上で、3年以上住んでいる40歳以上の人で、600人を無作為抽出して実施します。調査委員には千葉大学の吉田亮教授ら10人を委嘱し、11月

下旬には調査結果がまとまります。

この調査結果によつては国の法に基づく医療救済指定地域になり、すでに市で実施している「大気汚染に係る健康被害の救済に関する条例」とあわせ、多くの人が医療救済の対象になります。

大気汚染の調査は

11月に実施

大気汚染の実態調査は11月4日から11

月11日まで行ないます。調査内容はイオウ酸化物の測定と浮遊粉じんの測定を行ないます。

イオウ酸化物の測定は、現在、亜硫酸ガス自動記録計を設置してある7カ所を基準点に、さらに汚染されていると予測される地点10カ所を選び、

測定を実施します。設置予定個所は須津小、東中、図書館、下水処理場、川尻ポンプ場、市役所、田子小、富士第二小、中桁町、厚原（日本金鋼）の10カ所です。浮遊粉じんの測定は、田子の浦港を中心に10カ所に測点を設け、24時間測定を行ないます。各測点には自動記録計、風向風速計、粉じん計などを設置し、粉じんの量、成分などの測定、分析を実施します。設置予定個所は元中、勤労青少年会館、保健所、富士中、鷹岡公民館、伝法小学校、図書館、下水処理場、須津小東中の10カ所です。

なお、このほか現在設置してある移動測点7カ所のデーターも参考に調査を行ないます。



【汚染地区の600人を抽出して健康調査を】

市総合文化祭の写真展の作品を募集



- ・資格は市内に住んでいる人、または市内の会社、事業所に勤務している人。
- ・作品は白黒、カラーともに四ツ切で単写真。
- ・応募作品は1人3点以内。
- ・申込み先期間は10月15日午後7時まで。
- ・申込み先は教育委員会社会教育課、各公民館など。
- ・作品の展示は11月5日から3日間、吉原市民会館で行ないます。